

平成29年度 東京都普通交付税の算定結果について

本日、平成29年度の普通交付税額が決定され、総務大臣から通知されましたので、お知らせします。

<算定結果の概要>

○ 東京都は、昭和29年度の交付税制度発足以来引き続き、不交付団体となりました。

- ・東京都の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分を合算し、東京都と特別区（23区）をあわせて1つの自治体とみなして行われます。

道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの

大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

- ・道府県分と大都市分を合算した財源超過額は、1兆1,947億円となりました。

(単位:億円)

区 分	29年度	28年度	増減額
基準財政収入額 A	47,672	47,154	518
道府県分	23,722	23,545	177
大都市分	23,949	23,609	341
基準財政需要額 B	35,725	35,717	8
道府県分	19,909	19,800	108
大都市分	15,817	15,917	△ 101
財源超過額 A-B	11,947	11,436	510
道府県分	3,814	3,745	69
大都市分	8,133	7,691	441

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがあります。

<算定結果に対する東京都の考え方>

「財源超過額」をもって都に財源余剰があるかのような主張があります。

1 算定結果は、交付税を配分するための理論値であり、自治体の実態を表すものではありません。

2 大都市である東京都の財政需要は抑制されています。

このことから、「財源超過額」は都の実態を表したものではなく、都に財源余剰があるという主張は妥当とは言えません。

(詳細は別紙参照)

<問い合わせ先>

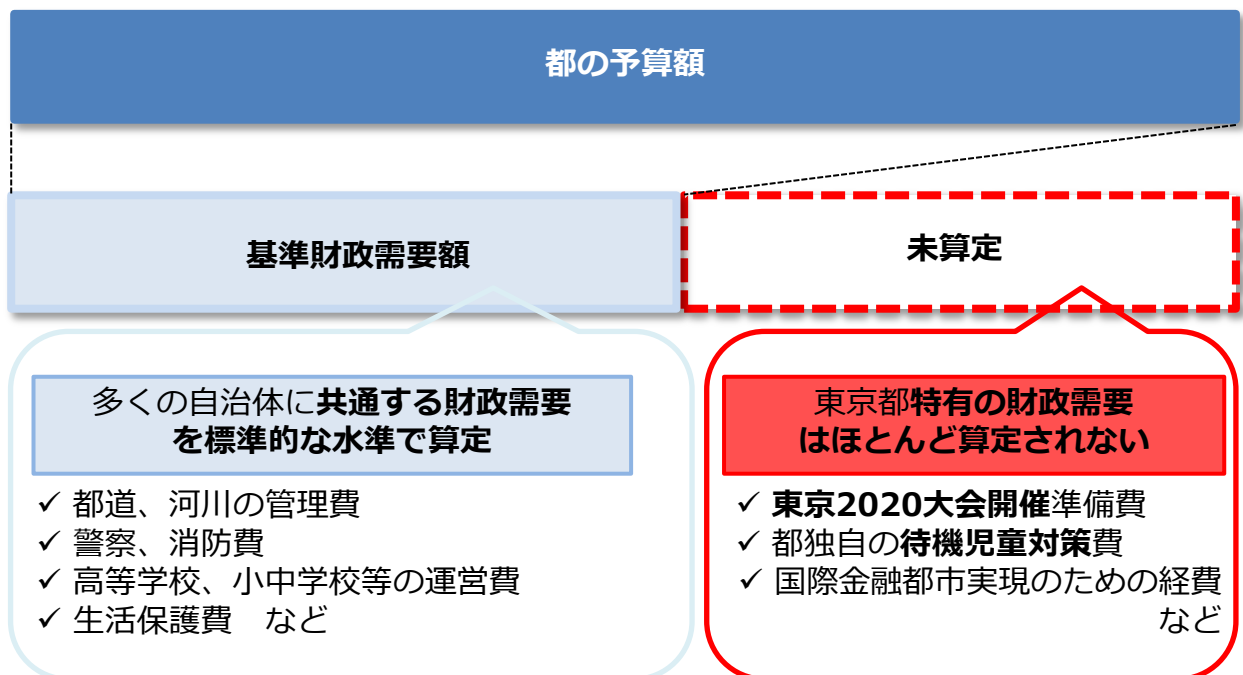
財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669

1

算定結果は、交付税を配分するための理論値であり、自治体の実態を表すものではありません

- ✓ 地方交付税は、どの地域に暮らす住民にも**一定の水準の行政サービスを提供**できるよう、財源を保障するものです
- ✓ そのため、基準財政需要額は、多くの自治体に**共通する財政需要を標準的な水準で算定**するものであり、個々の自治体特有の財政需要はほとんど算定されていません
- ✓ 都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備や大都市としての膨大な財政需要への対応など、様々な施策を展開していますが、**基準財政需要額には算定されていません**

■ 都の予算額と基準財政需要額の関係（イメージ）



2

大都市である東京都の財政需要は抑制されています

① 不合理な割落とし

- ✓ 人口や土地価格といった規模や特徴を示す数字に上限値が設けられるなど、**都の財政需要は不合理な割落とし**を受けています

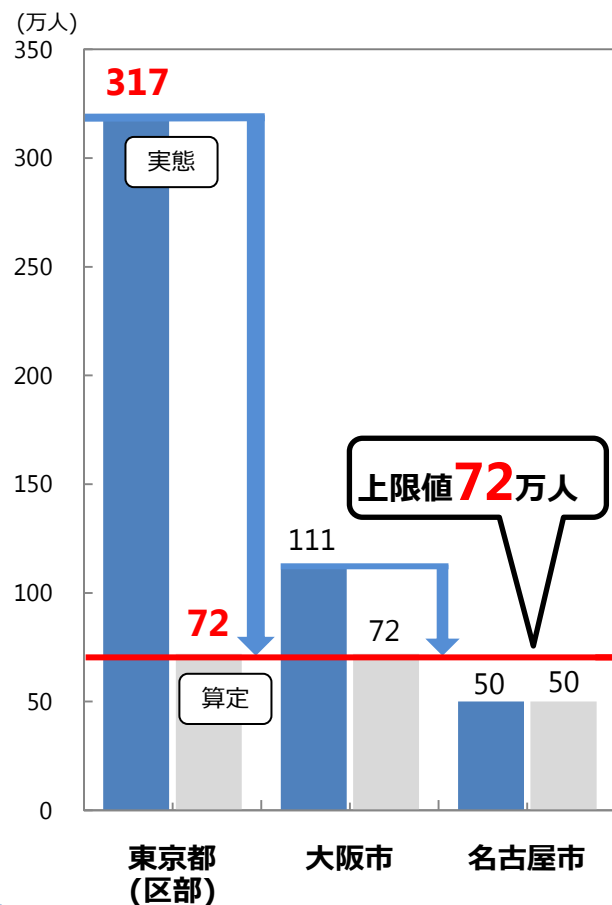
■平成29年度交付税算定における区部の割落とし額

※都試算

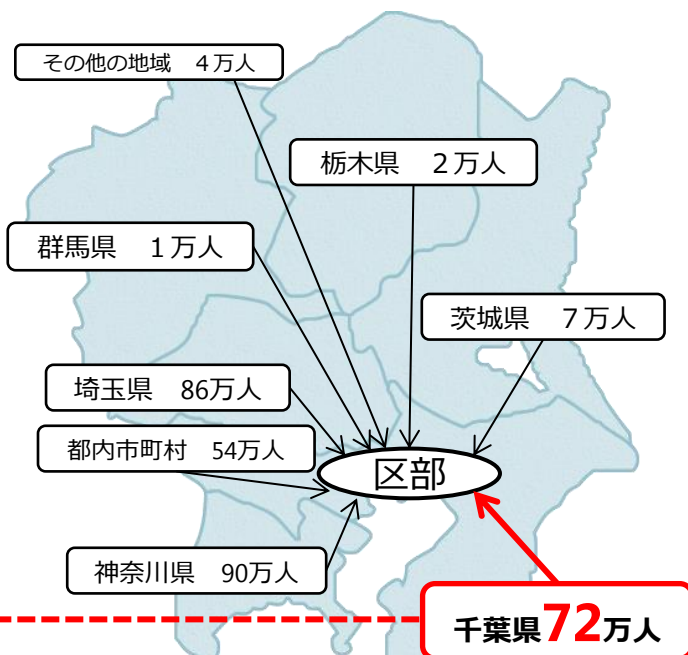
項目	都の実態	交付税算定に用いる上限値	割落とし額
昼間流入人口	317万人	72万人	1,680億円
人口集中地区人口	895万人	273万人	2,240億円
土地価格（1㎡当たり）	35.5万円	16.0万円	250億円
合計			4,170億円

* 昼間流入人口及び人口集中地区人口は平成22年国勢調査、土地価格は平成24年度固定資産概要調書の数値です

■ 昼間流入人口の状況



245万人分が未反映

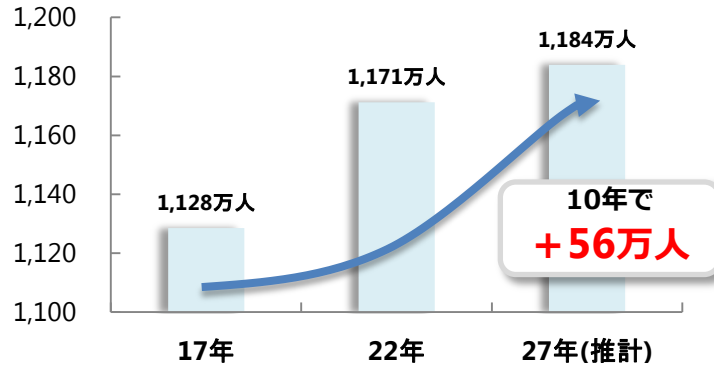


千葉県からの流入人口相当分のみ需要に反映されている

② 大都市の需要の抑制

- ✓ 近年、**区部の昼間人口は増加傾向**にあるなど、**大都市特有の財政需要も拡大**しています

■ 区部昼間人口の推移



* 平成17年、22年は国勢調査における昼間人口、27年は国勢調査を基にした推計値

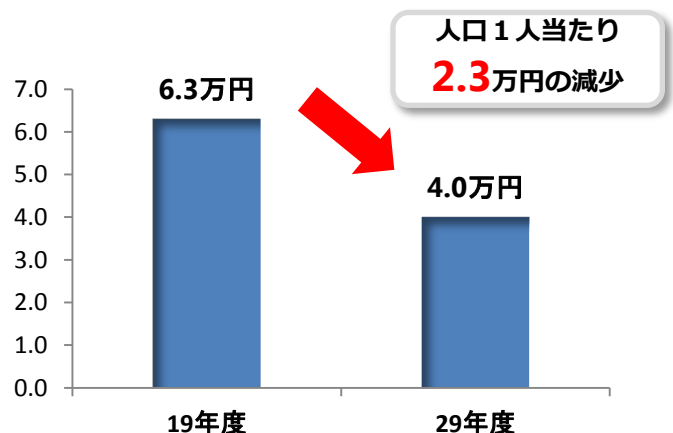
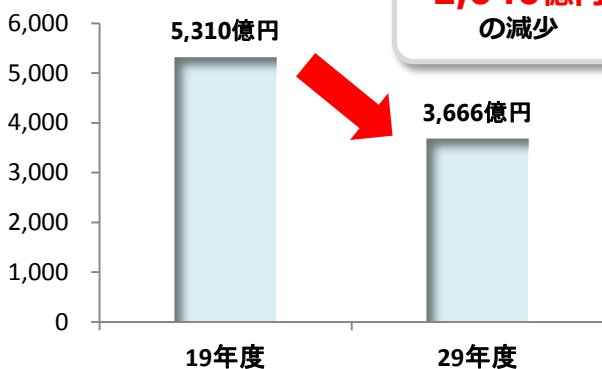
- ✓ しかし、大都市の財政需要を算定するための補正係数※普通態容補正は**年々引き下げられています**
- ✓ 例えば、道路橋りょう費の補正係数は**低下傾向**にあります

■ 道路橋りょう費補正係数の推移



- ✓ 補正係数の引き下げにより、影響額は10年前と比べて**1,640億円減少**、人口1人あたりでは**2.3万円減少**しています

■ 影響額の比較



「財源超過額」は都の実態を表したのではなく、都に財源余剰があるという主張は妥当とは言えません